

平成23年第3回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成23年6月9日(木曜日)午前10時開議

- | | | | |
|--------|---------|--|--------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成22年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 承認第 2号 | 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 東日本大震災に対処するための那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 那珂川町税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 那珂川町図書館条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 6号 | 那珂川町体育施設条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 7号 | 那珂川町健康管理センター条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 8号 | 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 9号 | 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 10号 | 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについて | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 11号 | 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について | (町長提出) |

日程第 16 議案第 12 号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(町長提出)

日程第 17 発委第 1 号 新那珂橋の廃止に伴う新橋の整備促進に関する決議について

(産業建設常任委員長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1 番	佐藤信親君	2 番	益子輝夫君
3 番	塚田秀知君	4 番	鈴木雅仁君
5 番	益子明美君	6 番	大金市美君
7 番	岩村文郎君	8 番	小林盛君
9 番	福島泰夫君	10 番	阿久津武之君
11 番	橋本操君	13 番	石田彬良君
14 番	小川洋一君	15 番	川上要一君

欠席議員(1名)

12 番 鈴木和江君

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
ケーブル テレビ放送 センター室長	増子定徳君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	手塚孝則君	健康福祉課長	郡司正幸君
建設課長	秋元彦丈君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君

上下水道課長	塚原 富太 君	環境総合推進 室 長	星 康美 君
学校教育課長	川和 なみ子 君	生涯学習課長	小川 一好 君
農業委員会 事務局 長	秋元 誠一 君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長	田村 正水	書 記	板橋 了寿
書 記	岩村 照恵	書 記	北條 清

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は14名であります。

欠席届が、12番、鈴木和江さんより出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

報告第1号の報告

議長（川上要一君） 日程第1、報告第1号 平成22年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 平成22年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

平成22年度の繰越明許費については、去る3月定例会において繰越明許費として議決いただいたもの及び、今定例会で承認を求める、3月19日付で専決処分したものを、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。

報告第1号の一般会計につきまして、繰り越しの大部分は、昨年度、国において実施され

ました地域活性化交付金事業によるものであります。

町有財産管理費を初め20事業について繰り越しがなされ、これらの合計は2億9,355万9,000円となりました。

財源の内訳は、2、収入特定財源のうち、国・県支出金は1億6,846万8,000円、地方負債は3,660万円、一般財源が8,849万1,000円となりました。

以上、平成22年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の要旨を申し上げましたが、内容の詳細については担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明を申し上げます。

平成22年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

その内容であります、2款総務費、1項総務管理費、町有財産管理費は、廃校となった健武小学校、谷川小学校及び馬頭東中学校のプール撤去工事費として2,550万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が1,000万円、一般財源が1,550万円となりました。

3款民生費、1項社会福祉費、馬頭総合福祉センター施設管理費は、空調施設改修工事費として630万円を繰り越したもので、国庫支出金である住民生活に光をそそぐ交付金が500万円、一般財源が130万円となりました。

同じく2項児童福祉費、保育園諸費は、大山田保育園整地工事費として200万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が100万円、一般財源が100万円となりました。

5款農林水産業費、2項林業費、林業総務諸費は、滝ヶ沢林道測量登記事務費として670万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が400万円、一般財源が270万円となりました。

林道維持管理事業費は、林道城間線舗装維持工事費として1,000万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が500万円、一般財源が500万円となりました。

7款土木費、1項土木管理費、地籍調査推進事業費は、地籍調査測量委託事業に係るもので、320万円を繰り越したもので、県支出金が239万3,000円、一般財源が80万7,000円となりました。

2項道路橋りょう費、町道維持補修費は、町道都新道線排水工事費として500万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が300万円、一般財源が200万円となり

ました。

道路橋りょう費、町道改良舗装事業費は、町道上河原線ほか7路線の改良舗装工事として6,800万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が4,300万円、地方債は過疎対策事業債で340万円、一般財源が2,160万円となりました。

9款教育費、2項小学校費、学校管理諸費は、児童用図書購入費として230万円を繰り越したもので、国庫支出金である住民生活に光をそそぐ交付金が200万円、一般財源が30万円となりました。

馬頭小学校施設整備費は、北校舎階段改修工事及び図書室空調施設設置工事費として620万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな臨時交付金が50万円、住民生活に光をそそぐ交付金が350万円、一般財源が220万円となりました。

馬頭東小学校施設整備費は、屋内体育館耐震補強大規模改修工事、プール塗装改修工事及び図書室空調施設設置工事費として6,915万9,000円を繰り越したもので、国庫支出金である公立学校施設整備費が1,906万9,000円、きめ細かな臨時交付金が300万円、住民生活に光をそそぐ交付金が350万円、地方債は合併特例債事業債で3,320万円、一般財源が1,039万円となりました。

馬頭西小学校施設整備費は、図書室空調施設設置工事費として500万円を繰り越したもので、国庫支出金である住民生活に光をそそぐ交付金が250万円、一般財源が250万円となりました。

小川小学校施設整備費は、校舎屋上防水工事、鉄棒改修工事及び図書室空調施設設置工事費として930万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が50万円、住民生活に光をそそぐ交付金が550万円、一般財源が330万円となりました。

薬利小学校施設整備費は、体育館屋根雨漏り工事及び図書室空調施設設置工事費として800万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が200万円、住民生活に光をそそぐ交付金が350万円、一般財源が250万円となりました。

小川南小学校施設整備費は、図書室空調施設設置工事費として500万円を繰り越したもので、国庫支出金である住民生活に光をそそぐ交付金が350万円、一般財源が150万円となりました。

3項中学校費、学校管理諸費は、生徒用の図書購入費として130万円を繰り越したもので、国庫支出金である住民生活に光をそそぐ交付金が100万6,000円、一般財源が29万4,000円となりました。

馬頭中学校施設整備費は、階段改修工事及びプール塗装改修工事費として730万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が500万円、一般財源が230万円となりました。

5項社会教育費、小川公民館費は、公民館施設改修工事費として330万円を繰り越したもので、国庫支出金である住民生活に光をそそぐ交付金が300万円、一般財源が30万円となりました。

図書館管理運営費は、小川図書館の移転改修工事及び馬頭図書館改修工事費として2,100万円を繰り越したもので、国庫支出金である住民生活に光をそそぐ交付金が1,900万円、一般財源が200万円となりました。

6項保健体育費、体育施設維持管理費は、馬頭総合体育館改修工事費、馬頭プール塗装改修工事費、小川プール塗装改修工事費、武茂体育館給水管引き込み工事費及び馬頭グラウンド照明改修工事費として2,900万円を繰り越したもので、国庫支出金であるきめ細かな交付金が1,800万円、一般財源が1,100万円となりました。

以上で平成22年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の補足説明を終わります。
議長（川上要一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 今回の繰越明許は、次の承認第1号の補正の専決処分の繰り越し補正も含んだ金額ということで出してきたいただいているわけなんですけれども、1点、その馬頭東小学校整備費の翌年度繰越額というのが、次に出てくる22年度の一般会計補正予算書の中の繰越額補正後というのと違うんですけれども、これはどちらが正しいのでしょうか。1億3,700万ということで出ていますが、ここには6,915万9,000円と出ていますよね。

それを1点お伺いしたいのと、繰越明許補正とちょっとかかわってきてしまうんですが、一応ここに計算書を出していただいて、質疑していいということなのでお聞きしたいと思うんですが、各学校に今回500万ずつ補正がなされているわけですよね。その内訳が、国庫支出金と一般財源にそれぞれ分かれているんですが、光交付金が、それぞれ各学校に充てられている光交付金の額が違うわけですよね。その辺はどういうふうな予算の振り分けをしているのか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） まず、1つ目のご質問でございますが、12月の定例議会にお

きまして、東小学校の場合は耐震工事を追加しております。それと、定例議会後、3月定例議会後ですが、入札を行いまして、前払い金を支払っております。その関係で数値が違ってあります。

それから、各学校の500万円の内訳でございますが、図書を購入とか、空調施設以外にも工事を行いますので、その関係で若干その振り分けを行っている。光をそそぐとか、国庫支出金とかというような振り分けを行っているということでございます。すべてが空調費ではございません。

議長（川上要一君） 5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） ちょっとよく理解できないんですけども、繰越明許費補正で出てくる変更の額が、東小学校施設整備費は1億3,700万ですよ。ここに出ているのが6,915万9,000円というのでお伺いしたんですけども、ここに、普通、この1億3,700万というふうに示されるのではないのですかということをお聞きしたかったんですが。

12月の補正で、たしか東小学校施設整備費は1億2,600万補正されていますよね。その後、3月補正でさらに600万、トータルで1億3,320万ですか。じゃなくて、1億4,420万。すみません、ちょっと計算がよくわからないですけども、今、課長が説明されたのこここの数値の違いというのがよくわからないんです。もう一度ご説明いただけますか。

議長（川上要一君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時20分

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 平成22年度中に耐震のほうの請負工事契約が終了しております。その中の40%、4割を前払い金として支払いをしています。その請負残を繰り越したという形になります。

以上です。

議長（川上要一君） よろしいですか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 計算書に示すのは、その残を示して、細かく示されたということで、

それは理解いたします。

その財源の内訳のところ、その光ときめ細やかと一般財源とそれぞれ、学校の繰越明許の補正ではさまざまに分かれているわけですね。その光交付金というのは、本来、私が前、3月議会でも言っているとおり、住民生活に光が注がない部分にそういった交付金として来ていると、できれば、ハードに使うわけではなくて、違うところ、ソフト面に十分入れてくださいということを言っていたつもりなんですが、こういった形で内訳として出しているという、その予算編成の意味というんですかね、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補正のとき、この後の専決のほうの補正があるわけなんですが、そこでもまた詳しく説明をいたしますが、メニューに、光をそそぐ交付金とか結構制約がありまして、そのメニューに合わないものを出せなかったということで、このような形で、空調施設とかというような形で出していったということでございます。ただ、図書費とかという形も入っていますので、そういう面はソフト面も入っているのかなと思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で……、1番、佐藤信親君。手を早く挙げてください。

1番（佐藤信親君） 終わったんだか終わらないかわからない段階では手を挙げることはできませんので、遅いということであれば、申しわけございません。

今回の繰越明許費、今、説明があったわけでございますが、対象事業は全部で何件あるのか。

また、計上されている事業の中で、当初から予算で計上していた事業が繰り越されている事業件数は何件あるのかをお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） まず1つ目が、事業ですが、先ほど町長が提案理由のほうで言いましたように、20事業でございます。

それから、当初からというものはございません。12月、3月補正という形になります。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） その中で地籍事業がございしますが、これはやっぱり専決されている。当初の事業じゃなくて、事故繰越みたいな、今回地震災害がございましたよね。それで基準

点とかそういうところの誤差が生じて、再測量しなければいけないということで繰り越しということだったらわかるんですけども、当初でないということになるとどのようなことなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） では、ただいまの質問にお答えします。

地籍調査事業は、当初からございました。ただ、3月に請負会社が倒産しましたので、その結果、支払いができないということで、急遽繰り越ししたわけでございます。

以上です。

議長（川上要一君） よろしいですか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） ないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

報告第2号の報告

議長（川上要一君） 日程第2、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

株式会社まほろばおがわは、平成13年に設立され、翌年4月にまほろばの湯湯親館がオープンして以来、本年度10期の決算となりました。

経営状況の概要を申し上げますと、第10期は入館者10万4,396人で、売上高が8,483万4,000円、当期純損失が983万となりました。これは、年末の温泉配管トラブルと3月の東日本大震災による長期休館による入館者の減少に起因するものであります。

町といたしましては、今後とも株式会社まほろばおがわと協力の上、まほろばの湯湯親館を活用した町民の健康づくり、福祉の向上に努力してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細については担当課長から説明をさせます。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 補足説明いたします。

第10期決算報告並びに第11期事業計画の1ページの下段からごらんください。

第10期株式会社まほろばおがわの経営概況を申し上げますと、主要な事業内容は、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店などの経営、不動産の管理業務などを行っているものであります。

次に、株式会社まほろばおがわの経営状況について、5ページの貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部、合計額は9,427万28円です。負債の部、合計額655万9,716円、純資産の部、合計額8,771万312円で、負債、純資産の部、合計額は9,427万28円となります。

次に、6ページの損益計算書についてご説明申し上げます。

売上高は8,483万4,091円で、うち入場料は3,772万9,150円で、これから売上原価1,881万5,606円、販売費及び一般管理費7,609万8,926円を差し引くと、1,008万441円の営業損失となりました。

営業外収益の45万9,512円を加えると、962万929円の経常損失となり、法人税、住民税及び事業税20万9,500円を含めると、983万429円の当期純損失となりました。

7ページは、販売費及び一般管理費の内訳であります。人件費3,982万7,727円、経費3,627万1,199円の合計7,609万8,926円です。

8ページは、株主資本等変動計算書の内訳でありますので、ごらんください。

12ページは、第11期株式会社まほろばおがわの事業計画書であります。

2の事業計画では、（1）年間入場目標を12万人としています。

14ページからの収支計画については、総売上高9,735万5,000円を見込んでおります。

15ページは、売上原価、販売費及び一般管理費に要する費用になります。また、右欄、最後の項になりますが、134万5,000円の当期利益を見込んでおります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、承認第1号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました承認第1号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由の要旨を申し上げます。

今回の補正予算は、住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付による、各小学校の図書室空調施設設置事業や、DV被害者等支援対策事業に充てるための福祉基金積立金及び、東日本大震災による災害対応予算に伴うものであります。

住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、3月定例会において補正したところですが、その後、国から第2次交付がありましたので、今回追加で措置するものであります。

また、3月11日に発生した東日本大震災による被害は迅速に対応するため、道路等の仮復旧工事など、ライフラインの確保や危険回避のための緊急かつ応急的対応が必要となったものを計上いたしました。

3月19日付で補正予算を編成し、地方自治法第179条1項の規定により専決処分を行ったものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は教育費で、きめ細かな交付金事業として、各小学校の図書室にエアコンを設置するものであります。第2は民生費で、きめ細かな交付金事業として、DV被害者等支援対策事業に充てるため、福祉基金に積み立てるものであります。第3は、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費として、仮復旧工事などで502万円を計上いたしました。

これに要する財源は、地方交付税及び国庫支出金を充てるものであります。その補正額は

4,500万円となり、補正後の予算総額は86億7,400万となりました。

以上、平成22年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分について、その要旨を申し上げましたが、内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正であります、すべて国の経済対策でございます、住民生活に光をそそぐ交付金に係るものであります。

1、追加として、9款教育費、2項小学校費は、馬頭西小学校施設整備費、小川南小学校施設整備費で、図書室空調施設設置工事費にそれぞれ500万円。

2、変更につきましては、同じく9款教育費、2項小学校費で、図書室空調施設設置工事費それぞれ500万円を追加し、馬頭小学校施設整備費は120万円を620万円に、馬頭東小学校施設整備費は1億3,200万円を1億3,700万円に、小川小学校施設整備費は430万円を930万円に、薬利小学校施設整備費は300万円を800万円とするもので、いずれも本年度中の完了が見込めないため、平成23年度に繰り越すものであります。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

8ページをごらんください。

10款地方交付税、1項1目地方交付税は706万2,000円の増で、特別交付税を増額するものです。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は3,793万8,000円の増で、住民生活に光をそそぐ交付金の第2次追加交付によるものであります。

9ページに移ります。歳出に移ります。

3款民生費、1項1目社会福祉費、社会福祉総務費の補正額は400万円の増で、平成23年度、平成24年度において、DV被害者等支援対策事業に充てるための経費として福祉基金への積立金を計上いたしました。

6款商工費、1項3目観光費の補正額は、青少年旅行村管理費及び観光センター管理費など、施設の災害復旧に要する経費70万円を計上いたしました。

7款土木費、2項2目道路維持費は、道路維持補修費で223万5,000円を、3項1目砂防費、急傾斜地崩壊対策事業費で76万5,000円を計上いたしました。

8款消防費、1項2目非常備消防費は、消防管理運営費で、消防団員の出勤交付金42万円を、5目災害対策費は、災害対策費で、災害時避難所開設に伴う経費として96万円を計上いたしました。

9款教育費、2項3目学校施設整備費は、住民に光をそそぐ交付金事業として、町内6小学校の図書室空調設備設置工事費で3,000万円を、6項3目給食センター費は、学校給食センター管理運営費で、調理室等の修繕費として90万円を計上いたしました。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費で、矢又、押野地区の農地災害復旧工事費等380万円を、2目林業用施設災害復旧費は、林業用施設災害復旧事業費で、ペンションひろせ駐車場の復旧工事12万円を、2項1目公共土木施設災害復旧費は、道路・河川災害復旧費で、町道浄法寺ヒル八夕線ほかの復旧工事110万円を計上いたしました。

以上で平成22年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分について補足説明といたします。
議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

小川洋一君。

14番（小川洋一君） 1点だけ。

今回、この専決処分を行いました。この専決処分の日時が3月19日ということになっております。なぜ3月19日に専決しなければならないか、そのことについてお尋ねいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 先ほども町長の提案理由の説明の中にもありましたように、住民生活に光をそそぐ交付金の関係でございますが、追加交付、2次交付がございました。まず、それが3月定例議会後ということでございました。その定例議会のときにも、2次交付があるというお話は議会のほうにも申し上げたところでございます。

もう一つは、3月11日に発生いたしました東日本大震災による被害に迅速に対応するというところでございまして、道路等の仮復旧工事が主なものでございます。直接住民生活に影響を及ぼすということで専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長（川上要一君） 小川洋一君。

14番（小川洋一君） 3月議会に報告したということでございますが、今回、3月11日の災害がありまして、2日間の延長に議会がなりました。その場合、17、18と、18日も議会

がありまして、次の日の19日に専決処分というのは、専決処分というのは、議会を開くいとまがない、そういうふうに出ていると思います。なぜそのときにこの議事を、時間を延長すると、1日延長してこの災害対策を何とかそういうことがなぜできなかったのか、そのことについてお願いします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 議会のほうですが、16日が最終日だと記憶をしております。専決のほうは19日ということございまして、その11日以後、災害対策のほうに……、失礼しました。18日です。19日ということございまして、災害対策のほうに全精力を注いでいたということがございまして、専決処分をしたということございまして。

議長（川上要一君） 小川洋一君。

14番（小川洋一君） その災害のほうに注いでいたというのはわかります。だからこそ、議事を巻き込んだ災害対策をやってもいいんじゃないかと私は思います。今回、3月議会が、そういう震災がありまして、今まで想像しなかったことが起きているわけです。それをやっぱり議会も一体となって、町の災害復旧、それをするのが当然だと思いますが、そのことについてはどういうふうに執行部は思っているのでしょうか。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） この専決処分は、これは極力やらないつもりでありますけれども、今回は、ご承知のように、想像を絶する、今まで想定したことのないような大災害でございました。そのようなことで、本当に混乱していたんですね。もう夜も、あれですから、職員の方は24時間、大切な任務について、災害復旧に没頭したわけでありまして、とてもそのような時間はとれなかったと、そう思います。

それと同時に、一日も早く復旧しなくちゃならないという、道の交通どめもありましたし、水道の、ご承知のように1週間も出なかったところもあるということで、早急にやはり復旧しなくちゃならないということがございました。

その後、全員協議会で皆さんに、こういうことで専決処分しますよという話はした記憶がございます。そのときに皆さんも承諾してくれたのかなと、そう今思っております。

そういうことで、専決処分はもう極力やらないということが、これが基本ですから、これは、今回についてはそういうことで、専決処分、承認をしていただければと、そう思います。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 専決処分の仕方に関して質問をされたわけなんですけど、私も、たしか議会が延長されて18日までありましたね。その3月議会の補正のときに、この住民生活に光をそそぐ交付金が追加で来るので、それは専決処分したいという旨、企画課長から話があったというのはわかっています。

ただ、最初に来た住民生活に光をそそぐ交付金というのは、1,806万円だったんですね。今回は、そのときに追加で幾らぐらい来るのかということで、二、三千万というふうにおっしゃっていて、3,793万8,000円、今回来たわけですよ。その内訳を見ると、住民生活に光をそそぐ交付金の意義が、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当ててこれなかった分野、地方消費税行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりということに充てるということが大前提であるという、それに見合った予算措置がされているのかなというふうに思っていたわけですね。

でも、ふたをあけてこうやって見てみると、そうでもない。確かにDV対策には400万、福祉基金に積み立てられましたけれども、そのほかは、知の地域づくり関連で図書室のクーラーの設置ですか、ということなんですけど、3,000万ぐらい来るというふうに追加がわかっていた時点で、もう少し、住民生活に光をそそぐという意味で、ほかの分野に予算措置をすることを考えなかったのか、それをまず1点お伺いしたいと思います。

繰越明許費補正で、各学校に一律に500万ずつ繰越明許をしていますよね。その内容というのが今回のことなんですけれども、そういうやり方が本当にいいのか、それを専決処分ですべてやってしまっているのかということに私はすごく疑問を抱きますので、その辺、丁寧にお答えいただきたいのと、あと町長には、少なくとも、議会が延長されていた、18日までやっていたので、もう1日延ばすことをできないかということをお伺いしたいので、議会に打診するおつもりはなかったのかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） まず1つ、住民生活のほうにつきましては、メニューがかなり制約をされております。光をそそぐということではありますけど、なかなかメニューが狭まったメニューでございまして、臨機応変な事業ができないというのがまず1つありました。

それと、各課からの予算の要望につきましても、このような形で計上したような形が出てきたということでもございましたので、それを子供さんの教育環境の改善というようなことで最重点に考えまして、補正をしたということでもございます。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） ご承知のように、災害があつてすぐのことではございましたので、まず復旧にということで、その考えは、当時混乱してましたので、なかったと、そう思っております。今反省してみれば、そういうことも考えられたのかなと、そう思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 住民生活に光をそそぐ交付金、各課からの予算要望に照らし合わせたということなんですが、こういった交付金があるという段階で、各課に要望を出してくださいというふうに打診しますよね。そのときに各課が、ふだんなかなか予算措置ができないような分野に関してのものはないのかというふうに考えると思うんですが、そういったときに、この那珂川町にはNPOが幾つかあって、特にNPOは、そういった光を注げない部分に多大な力を発揮しているというところがありますよね。例えば、NPOのぼらーれですか、今回の震災で、南保育所を使ってグループホームをつくらうとしていたが、そこが震災でだめになってしまったので、そういったことができないということになったときに、こういった交付金を活用できないかというような考えがなかったのかとか、あと、ふだんから美術館をされている、もうひとつの美術館ですね、こういったところも障害者対象の事業をされています。ふだんからそういったところに各課の方々が、こういった町として取り組みが、補助ができるのかなというふうなことを考えていけば、即座にこういう交付金があったときに予算措置をできるような提言ができると思うんですが、そういったことは考えられなかったのか、最後にお伺いいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 空調施設につきましては、逆に言うと、小・中学生の児童の生活環境ですか、学習環境を和らげるということで、ソフト面なのかなという気はしております。

それから、今回の補正は、教育と福祉を中心に予算措置をいたしました。

あと、ぼらーれにつきましては、今回の要求にはございませんでした。

以上です。

議長（川上要一君） よろしいですか。

3番、塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 3番、塚田です。

単純な質問なんですけれども、ちょっと勉強不足なんでわからないんですけれども、この歳入が3,793万8,000円、支出のほうが2,400万というふうなことです。ちょっと合計が

合わないんじゃないかなと思うんですけども、勉強不足なんで、ひとつご詳細いただきたいと思いますが。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 要するに7ページのことでよろしいでしょうか。6ページ、7ページのことでよろしいでしょうか。

6ページ、7ページの事項別明細書のほうでございますが、3月定例会時、5号補正を行っております。今回の補正が6号補正になりますが、その中で財源の振りかえを行っております。予算の動きのないところはここに計上しておりませんので、金額が合わないということになっておりますが、従来から、そのような財源を伴わない振りかえは行っておりませんので、このような形になっております。

以上です。

議長（川上要一君） よろしいですか。

塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） そうすると、国庫のやつは一般財源に入れても大丈夫だというふうな解釈なんですか。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般財源で措置したものを、一般財源は結局、町の持ち出しになりますから、それを国庫のほうに振りかえをしたというふうな形になります。

以上です。

議長（川上要一君） そのほかございませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今、町長の答弁、財政課長の答弁をお聞きしますと、19日に今回の専決処分がなされたわけなんですけれども、当然、この専決処分をするに当たっては、もう事前に資料と見積もりとかそういうものをとった上でもう準備していかなければ、19日の処分には間に合わないということでもありますから、相当期間があるわけですね。

この交付金事業というのは、何か打ち出の小づちみたいにどんどんお金が出てくると。やはりこういうことは去年もやっているわけですね。だから、ある程度想定して予算を組んでいけば、このようなことがない。本来ならば、この専決処分は震災対策であるべきものが、光をそそぐというふうなことも大分入っている。これは、どのような、例えば補助金の場合ですと交付申請を行う、これは補助金申請手続をとって、いただくお金なのか、それとも国

のほうから、頭越しに、こう幾らあげますよという形で来るのか、その点についてお伺いしたいと思います。

また、10ページの9款2項、3款、15項目、500万、各小学校6校分計上されておりますが、あ、4校か。この内訳は、空調施設の設置費ということですが、当然、これ、工事になりますよね。それなのに設計委託料が計上されていないということについてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） まず、議員ご指摘のとおり、今回、光をそそぐ交付金につきましては、国におきましても初めての交付金ということになります。ということなものですから、通知が来るのも遅かったですし、こちらからメニューを出して、そこから査定を受けて出てきたわけなんですけど、それも遅かったということで、このようなことになりました。

ただ、災害がなければ、もう少しおくらせて臨時議会ということもあったかと思うんですが、災害を最優先に考えたということで、このような措置になったと。先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

あと、空調関係につきましては、じゃ、学校教育課のほうで。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 歳出の根拠なんですけど、平成21年度に馬頭中学校の空調設置を実施いたしました。図書室の面積を見ますと、馬頭西小を除くほかの小学校、ほぼ、少し違いはありますが、同程度ということで、その金額をのせております。

設計費がないということなんですけど、当時、学校教育課職員の中に建築技師がいたものですから、自前でということで検討していました。今回異動になってしまったので、設計については委託を考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今、光をそそぐ交付金なんですけれども、いつその決定が来たのか、期日を教えていただきたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 日にちにつきましては、ちょっと今持ち合わせがございませんので、後で申しわけないんですが、お知らせをしたいと思っております。どちらにしても、そんなに長い期間ではなかったと思っております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） そういう点から考えても、やはりこの専決処分にするに当たっても、やはり相当な準備期間、また資料等も集めなければ、この専決処分はできないと思うんです。きのうやって、今日すぐ専決というわけにいかないと思うんです。やはり今この原案が出ているように、きちっとしたこの書類が出てくるわけなんですから、当然、災害があったにしても、財政は財政の業務、また、総務は総務の事業担当という、いろいろ各課にそうやって分かれて事務分担があるかと思うんですけれども、やはりこの議会を開かなければいけないという認識を持って事に当たらなければ、安易にこの専決処分がなされてしまうと。結局、この安易にこうやられれば、予算の適正な執行がなされているのかどうなのか、そういうことについても議員として知ることでもできないし、結果報告だけではいけないんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど繰り越しの全体件数を聞きましたら、20件と言われましたが、小学校費のほうで今回の専決処分で500万となっているんですけれども、繰り越しの明細を見ますと額が違うわけですね。当然、ほかの事業も何か含まれているんじゃないかな。私は、ちょっと聞き方がまずかったから、20件だというふうに答えがあったように思うんですけれども、そういう詳細の事業数も含めて今回繰り越しの件数は何件かと、こう聞いた思いだったんですが、私が間違っていたのかなと思ひまして、この予算の内容を見ながら比較検討すると、20件以上あったんじゃないかなというふうに思いますので、その点についてお伺いいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 予算につきましては、適正な執行に努めていきたいと思っておりますので、それはご理解いただきたいと思っております。

件数につきましては、20事業ということでお話をしました。件数ではございませんので、件数は改めてお上げしたいと思ひます。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） それでは、質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

反対討論ですか。

小川洋一君。

1 4 番（小川洋一君） 今回の専決処分、今、佐藤議員から言われたように、専決する場合

には、ある程度準備があるということがあると思うんです。今回は、19日に、いわゆる前日まで議会をやっていて、議会中に、その専決することについては企画財政のほうではわかっていたわけです。それと、先ほど町長のほうから、今回は災害がある、災害のことについても入っているということで、これからはその専決処分を少なくしていこうという答えがありました。

だけど、今回に限り、私は、もう少し、議会をやっている次の日に専決というのはありえないんじゃないかなと思います。今回はこの専決方法について、私は反対したいと思います。議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 私は、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

先ほど町長、あるいは担当課長のほうからご説明がありましたが、今回は震災のさなかでいとまがない、これが正しいかどうか、これは判断に苦しむところがあります。それと、佐藤議員、あるいは小川議員の反対意見、佐藤議員は反対しているわけではありませんが、ちょっと疑問があるんじゃないか、若干、私もそういう感じはいたしますが、今後の是正、これを期待いたしまして、賛成の討論をいたしたいと思います。

議長（川上要一君） ほかに討論はございませんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 私も、この承認案件に反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正は、3月議会、18日まで開かれておりましたが、その直後、19日に専決されたものであります。先ほどから各議員の意見が出ていたとおり、会期を延長できたはずですが、震災に対応することが第一だったと町長から答弁がありましたけれども、たった1日ですので、そこは何とかできたんじゃないか、議会に対する予算の使い方を明確に示し、議会の理解を得ていくためには、そういった心構えが必要であったのではないかとということが1点あります。

それと、内容を見ますと、交付金、住民生活に光をそそぐ交付金の予算が3,793万8,000円来ております。この予算の使い方なんですが、この光をそそぐ交付金は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられなかった分野、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援するという大命題があります。日ごろから那珂川町がそういったことに積極的な考えを向けて予算の取り組みをしていたならば、こういった交付金が来たときに積極的に予算措置できたであろうということをお考えしても、これからそういった福祉政策にぜひ力を注いでいた

だくためにも、今回は承認しないということにさせていただきます。

以上、反対討論です。

議長（川上要一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

13番、石田彬良君。

13番（石田彬良君） 私は、賛成の討論をいたしたいと思います。

先ほど町長が申しましたとおり、あの時点では、本当に町役場も、執行部、本当に混乱した時期でありまして、大震災の後、町民の生活優先ということで、本当に皆さん、職員の方々は、泊まり込みで被害の調査に当たったり、いろいろ、そこへまた計画停電というような厳しい本当に環境の中でこれだけの専決をしたわけでございますので、私は、あの厳しい状態でこれだけやっていただいたことに対して賛成といたしたいと思います。

議長（川上要一君） 反対討論ですか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私も反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。

いろいろな各議員から質問なり出されましたが、執行部がそれに対して答弁していますが、昼夜を分かたぬ本当に大変な状況であったことは、私も何回か本庁舎へ行ったりしてわかっているんですが、やっぱりそういうときだからこそ、専決処分の問題ですけれども、1日違いで議会が開かれていないということでの、私は反対をしたいと思います。やっぱり町民からも、なぜ議会をやらないんだという声は多く聞かれます。大変なときだからこそ、やっぱり一定の時間を設けて、専決処分の問題で議会を開くと、そういう形にしていくべきではないかなというふうに思います。

大変なのは十二分にわかっております、私も。全町を歩きましたし、そういう中でいろんなことに携わってきたので、停電とかそういうことでも、きのうの一般質問でも取り上げましたが、そういう中だからこそ、やっぱり町民の声をそういう点で反映していかなきゃならない。そのためにもやっぱり専決処分を避けて臨時議会を開くべきではなかったかなということで、反対をします。

以上です。

議長（川上要一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

橋本 操君。

11番（橋本 操君） 反対する人の気持ちもわからないことではないんですが、3月11日のあのときの地震のことを思いますと、やむを得なかったのかなと思います。

以上です。

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

起立採決により採決をいたします。

承認第1号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

議長（川上要一君） 全員おそろいでありますので、再開をいたします。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第4、承認第2号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました承認第2号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由の要旨を申し上げます。

今回の補正予算は、3月11日に発生した東日本大震災による災害対策予算に伴うものであります。

先ほど平成22年度の専決処分においてもご承認をいただいたところではありますが、平成23年度においても、長引く余震や危険回避の観点から、早急な応急措置及び災害復旧に取り組まなければならない状況でありましたので、4月4日付で補正予算を編成し、地方自治法第179条1項の規定により専決処分を行ったものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、災害復旧費として各施設の復旧事業等を計上いたしました。これに要する経費は、財政調整基金を繰り入れることといたしました。その補正額は8,000万円となり、補正後の予算総額は80億8,000万となりました。

以上、平成23年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分について、その要旨を申し上げますが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明をいたします。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は8,000万円の増で、災害復旧事業費に充てるものであります。

歳出に入ります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は450万円の増で、矢又、押野地区等、農地1件、農業用施設9件分の国庫災害申請のための測量設計業務委託に要する経費であります。

2目林業用施設災害復旧費の補正額は310万円の増で、林道久那瀬矢又線ほか3路線の国庫災害申請のための測量設計業務委託に要する経費であります。

6ページに入ります。

2項1目公共土木施設災害復旧費の補正額は1,090万円の増で、町道小口長峰線ほか7カ所の災害査定測量業務委託料、災害復旧工事請負費等に要する経費であります。

3項1目民生費災害復旧費の補正額は2,000万円の増で、小川総合福祉センター施設の災害復旧工事に要する経費であります。

4項1目観光施設災害復旧費の補正額は320万円の増で、ふるさとの森浄化槽等の災害復旧工事に要する経費であります。

7ページに入ります。

5 項 1 目公立学校施設災害復旧費の補正額は2,350万円の増で、小学校施設災害復旧事業費として、小川小学校排水管破損及び薬利小学校校庭地割れ、小川南小学校教室、ブロック塀等の災害復旧工事に要する経費を、中学校施設災害復旧事業費として、馬頭中学校駐車場アスファルト地割れ及び小川中学校音楽室、受水槽等の災害復旧工事に要する経費を計上いたしました。

2 目社会教育施設災害復旧費の補正額は750万円の増で、総合体育館外壁、サッシ等の災害復旧工事に要する経費であります。

6 項 1 目公共施設災害復旧費の補正額は730万円の増で、消防団第11分団第 1 部ほかの消防車庫復旧工事に要する経費であります。

以上で平成23年度一般会計補正予算の専決処分について補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

1 番、佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） この補正の災害の中で、工事を伴うにもかかわらず、やはり設計委託がなされていないということについては、これ、どのような方法で修繕箇所等のことをやったのかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） ページ等を言っていたかかないと、ちょっと説明のしようがないので。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） 6 ページの10款 3 項民生施設災害復旧費の15、2,000万及びその下の観光施設災害復旧費の320万について、設計委託料が計上されていない。また、10款、7 ページの 6 項その他公共施設災害復旧費のところについても、設計委託料が計上されていない。この点についてお伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 10款 3 項民生施設災害復旧費の設計でございますが、この施設につきましては、小川総合福祉センターでございます。まほろばの湯親館の営業の関係もありますので、なるべく早く復旧をしたいということで、最初の工事の請負元、大成建設関東支社に修繕箇所の点検をお願いいたしまして、見積もりをとりまして、一番、施設の内部、中身について熟知をしておりますので、見積もりによりまして、随意契約で工事を実行して

おります。

以上です。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 商工のほうの観光施設の災害復旧費につきましては、業者から見積もりをいただいたのを参考に、自前で設計をいたしまして発注しております。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 公共施設の災害復旧費、これすべて消防車庫でありまして、これにつきましても、見積もり徴収しまして、職員の内部により調整をいたしました。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） 先ほど健康福祉課長の説明にありましたように、まほろばの湯については、当然、地震による被害でございますよね。その対策が講じられていなかったということであのような事故になったわけでございますが、今回、その耐震対策としてやられているとは思いますが、やはり、当然、設計書とか修繕が伴うわけですね。そういうものがなければ、また再びこのような事態になるおそれもあるということで、設計書等の徴収はしてあるのかどうか、その点、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 先ほど説明、ちょっとお言葉が足りませんでした。業者の見積もりをいただいた後、商工観光課長、それから私と現場を再度精査いたしまして、担当者が設計をして、業者に修繕工事をお願いしたという形でございます。当然、非常にそういった問題点があることにつきましては、技術的な面での助言等も最初の設計業者からいただきまして、施行をしております。

議長（川上要一君） よろしいですか。じゃ、最後ね。

佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） 当然、今、設計をしたと言われておりますので、その設計書はあるわけでございますね。じゃ、それを確認しておきたいと思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 設計書はございます。

議長（川上要一君） そのほかございませんか。

5 番、益子明美さん。

5 番（益子明美君） すみません、まず、6 ページの10款 4 項 1 目観光施設災害復旧費、こ

れは320万ということなんですが、その下の計の欄が2,000万になっているんですけども、これは間違いでしょうか。

それが1点と、それから、今回、小川福祉センターまほろばの湯が、地震に際してこういった予算を計上してきたわけなんですけど、専決処分に関して、災害復旧であるということが大前提であるので、とやかく文句を言うつもりはないんですけど、4月13日の全員協議会が開かれているわけですよ。臨時議会等を開いて、それに対応するというおつもりは、町長、なかったのでしょうか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 6ページの10款災害復旧費の合計欄につきまして、益子議員さんのほうからご指摘がありましたように、補正額320万円ということでございますので、そのまま下におりまして、320万円、計の欄もですね、一般財源につきましても320万円、3カ所訂正をしていただきたいと思います。大変申しわけありませんでした。

議長（川上要一君） それでは、訂正願います。3カ所ですね。計が2つに、一般財源のところも、3カ所の訂正をお願いします。320万です。

じゃ、町長、大丈夫ですか。

町長。

町長（大金伊一君） この前のときにも申したように、この早急な応急措置が必要なので、そのような状況の中でございまして、4月13日に全協をやりました。そのときに、今度の専決処分については、それなりに皆さんに説明をしたというふうに思っております。それで、皆さんから異議がなかったと、全協のときに、そういうふうに私は判断しました。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 企画財政課長のほうから訂正いただいたわけなんですけど、今回は議会開会前にも3つの文書の差しかえがありました。この震災の対応時に大変な状況というのは重々わかっているわけですけども、こういった本会議に提出する前に、ぜひこういった計

数の間違いなどは今後ないようにしっかりチェックしていただきたいというふうに要望しておきます。

それと、なぜ臨時議会を開かなかったのかということでお伺いしているわけなんですけれども、確かに全員協議会で説明されて、こういった緊急対応の災害時の補正予算ですから、専決というのはやむを得ないというのはわかっております。ただ、この議会までに、この4月4日専決処分から、この6月ですよ、2カ月たっているわけなんですよね。少なくとも、議会という公の場を通して、専決の議会に理解を得るためにも、きちんとした住民に説明をするためにも、全協でなく臨時議会を開くべきでなかったのかという意味で町長にお伺いしたわけです。臨時議会も開くいとまがなかったのかどうかという点について、もう一回お伺いいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 先ほども町長からありましたように、年度当初ということもありまして、災害に追われていたというのが、まず1つ大きな問題がありました。そのようなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） それと、専決処分は4月4日にしておりますので、そういうこともありました。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 町長が、議会を開く要請をするわけですよ。議会に、こういった専決処分をするので承認いただきたいということで、議会を招集されるわけですよ。今回はそういったいとまがないということで、災害復旧の対応にすごく忙しく対応されていたというのは十分理解しているわけなんですけど、4月4日から6月定例議会まで臨時議会が開かれなかったという議会は珍しいと思うんですよ。ほかの町村では、こういった災害対応をしたら、その後すぐ臨時議会を開いて、専決処分の承認を素早く得ているわけなんです。そういった意味で、少なくとも、全員協議会を開く予定があったんですから、それを臨時議会に振りかえて開いていただくというようなお気持ちがあれば、十分私たちも理解できるころだったのかなというふうに思うんですが、もう一回、町長のお言葉をお願いします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 先ほども申したように、4月4日に専決処分をしまして、そしてその後、全員協議会を開きましたよね。そのときに皆さんにも相談をおかけしたと、そう思って

おりますし、皆さんも、それでいいだろうと、専決処分での臨時議会というのはありませんので、そういうこともあって、そのときに私は皆さんから専決処分について承認を得たと、そう感じております。

当然、時間があれば臨時議会を開くんでありますが、ご承知のように、いろいろな災害、いろんな災害というか、急遽に対応しなくちゃならない今回の災害でございました。そのようなことでございますので、ぜひ専決処分についてはご承認をいただきたいと、そう思います。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

小川洋一君。

14番（小川洋一君） またまた専決処分のことでございますが、今回の災害の件の内容を見たら、専決もしょうがないなと思うんですけども、我々は、災害になりまして、これは何とかしなくちゃならない、議会を開いて対策をとらなくてはならない。今、私たちにも、やっぱり議員にも問題があると思うんです。これだけの災害があるときには、やっぱり執行部に議会を開いてくれと、そう言うことも必要かなと私は思います。ただ、それを、今期だけじゃなくて、我々も反省し、また執行部のほうも、こういうことに対しては議会も巻き込んで、この町を何とかしようという気持ちがあるのかどうか、それを町長にお聞きしたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） もちろんあります。本当に今、小川さんが言うとおりと、そう思っております。

また、災害当時は、議員の皆さんにはいろいろ、対策本部に来ていただいて、大変ありがとうございました。本当に何人かの方は来ていただきました。いろいろ地域のこと、あるいはこれからの災害復旧のことについていろいろと知恵をかしていただきまして、大変ありがとうございました。そういうふうに、ぜひとも議員の方も、執行部に対して言いたいことがあったらどんどん言ってきていただきたい、そう思います。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第5、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております高林和男氏は、平成23年9月30日をもって任期満了となります。引き続き同氏を推薦いたしたいと存じます。

高林和男氏につきましては、人権擁護委員として平成11年9月から4期12年間、大変熱心にその任務を果たしてこられました。また、地域におかれましても、人望も厚く、人権、識見ともに申し分のない方でございます。

今回、議会のご意見をいただき、法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在、当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、大金 進氏、薄井忠恵氏、高田 敬氏、堀江喜代美氏、長山宜弘氏、渡辺恵子氏でございます。今回お願いをいたしました高林和男氏の7名でございます。

ご賛同いただきたくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、提案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第6、議案第2号 東日本大震災に対処するための那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 東日本大震災に対処するための那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の特別休暇のうち、いわゆるボランティア休暇の付与日数は5日とされておりますが、東日本大震災により被災救助法が適用された市町村において、職員が自発的にかつ報酬を得ないで活動する、いわゆるボランティア活動を行う場合の休暇付与日数を7日とするもので

あり、現行条例を読みかえて適用するものとするとして新規に制定するものであります。

附則は、施行日を定めたものであり、本年12月31日までの期限とするものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 東日本大震災に対処するための那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第7、議案第3号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町ケーブルテレビ施設管理運営につきましては、現在町直営で行っているところですが、町行財政改革推進計画を受け、平成24年度を目途として、地方自治法第244条

の2第3項の規定に基づき、指定管理者による管理へ移行することとしております。

今回の改正は、指定管理者に施設の管理を行わせるためには、指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を条例で定める必要があることから、那珂川町ケーブルテレビ施設条例に、指定管理者による管理に関する条項を追加する一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（増子定徳君） 議案第3号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、改正内容の説明を申し上げます。

参考資料として配付してあります那珂川町ケーブルテレビ施設条例新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、改正前の第34条を第47条に繰り下げ、第33条の次に第34条から第46条までの13条を加えるものであります。

第34条は、指定管理者による管理を規定したものです。第1項は、ケーブルテレビ施設の管理を地方自治法の定めに基づき指定管理者に行わせることができることを規定し、第2項は、施設の管理を指定管理者に行わせる場合、加入申し込み、インターネット接続サービスの利用など、管理の基準となる規定中において、「町長」及び「町」とあるのを「指定管理者」または「町及び指定管理者」、もしくは「町長及び指定管理者」と読みかえることとするものです。

第35条は、指定管理者の公募を規定したものです。第1項は、指定管理者の指定に当たっては、指定を受けようとする法人等を公募することとし、第2項は、緊急の必要があるときや指定の申請がなかった場合などは、第1項の規定にかかわらず、町長が指定管理者の候補者を選定できることとするものです。

第36条は指定管理者の指定の申請で、指定管理者の指定を受けようとする者は申請書を提出しなければならないことを規定するものです。

第37条は指定管理者の指定で、第1項は、申請があった法人等のうちから指定管理者の候補者を選定するに当たっての基準及び、指定については議会の議決を経ることを規定したものです。第2項は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示することとしたものです。

第38条は、指定管理者が行う業務を規定したものです。

第39条は事業報告で、指定管理者は、毎年度終了後、管理業務の実施状況、経費の収支状況などを記した事業報告書を町長に提出することを規定するものです。

第40条は業務報告の聴取等で、町長は、管理の適正を期すため、指定管理者に対し、管理業務及び経理状況の報告を求め、調査、指示できることを規定するものです。

第41条は協定の締結で、指定管理者は、業務を行うに当たり、第1号から第8号に掲げる事項について町長と協定を結ぶことを規定するものです。

第42条は変更の届け出で、第1項は、指定管理者に名称等の変更があった場合には、町長に届け出ることを規定するものです。第2項は、指定管理者の名称もしくは住所、または代表者もしくは管理人の氏名に変更があった場合には、指定のときに準じてその旨を告示することとしたものです。

第43条は、指定の取り消し等を規定したものです。

第1項は、町長は、指定管理者が指示に従わないとき、法令及び条例に違反したとき、その他管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止をすることができることとしたものです。

第2項は、指定の取り消し等によって指定管理者に損害が生じても、町に賠償の責任がないとするものです。

第3項は、第1項の規定による指定の取り消し等があった場合は、指定のときに準じてその旨を告示することとしたものです。

第44条は秘密保持義務で、指定管理者及び管理業務に従事する者は、町個人情報保護条例の趣旨を尊重して、個人情報保護の措置を講じなければならないこと、また、指定管理者及び管理業務に従事する者またはこれらであった者は、施設の管理上知り得た秘密を漏らしたり、不当に利用してはならないことを規定するものです。

第45条は原状回復義務で、指定期間が満了した場合等における指定管理者の原状回復義務を規定したものです。

第46条は損害賠償義務で、指定管理者の責任により施設、設備に損害または滅失があった場合の損害賠償義務を規定したものです。

附則は、この条例の施行期日を定めるもので、公布の日から施行するとしたものです。

以上で説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第8、議案第4号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、地方税法等の一部を改正する法律が施行されました。これに伴い、那珂川町税条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） では、補足説明いたします。

お手元には議案のほか、この主な改正内容という用紙がいつているかと思えます。その中

の主な改正内容をもとにご説明申し上げます。

住民税につきましては、今回の震災で損壊した家屋等の取り壊し費用、原状回復のための費用を支出した場合、雑損控除の申告ができますが、既に申告が済んでいる方も、平成22年度分から更正の請求を税務署へ提出し、国税の還付ができることになり、それに伴い住民税も平成23年度の課税分から適用になるため、住民税の税額の変更となります。

そのことに関して町の対応は、全町民を対象に、6月29日、馬頭福祉センターにおいて、雑損控除の申告等の説明会を行います。それに伴いまして、個人の申告受け付けは、10月4日から6日まで3日間、小川総合福祉センターを会場に予定しております。

今回の改正で雑損控除の申告をして損失が出た場合、次年度に繰り越しできる期間が、3年から5年間に2年間延長になりました。また、住宅ローン控除の適用住宅が、震災により崩壊等して住宅が滅失しても、住宅ローンの残存期間の継承ができるようになりました。固定資産税については、震災により住宅が滅失、損壊し、住宅がなくなった場合の年でも、被災後10年間分については、当該用地を住宅用地とみなして軽減することになりました。

以上で補足説明を終わりにします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第9、議案第5号 那珂川町図書館条例の一部改正についてを議題といたします。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町図書館条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

小川図書館につきましては、小川公民館の2階に併設されていたことから、利用者に変な不便をかけておりました。このたび、バリアフリー化を行い、子供たちやお年寄りが利用しやすい施設とするため、小川庁舎に隣接しております小川健康管理センターに移転することから、町図書館条例の一部の改正を行うものであります。

改正の内容は、第2条の表中、図書館の位置「那珂川町小川2524番地1」を「那珂川町小川2785番地」に改めるものでございます。

附則は、この条例の施行期日を平成23年9月1日とするものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町図書館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第10、議案第6号 那珂川町体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町体育施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

馬頭武道館につきましては、昭和54年に旧馬頭中学校の校舎の一部を武道館として改築して使用していたものであります。今回の震災によりまして建物が半壊状態となり、大変危険な状況にありますので、廃止をいたしたく、町体育施設条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容は、第2条、体育施設の名称及び位置を定めた表から那珂川町馬頭武道館の項を削除するものです。

また、別表から那珂川町馬頭武道館の項を削除するものでございます。

附則は、この条例の施行期日を平成23年6月30日とするものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 武道館の建物で活動していました活動団体は、今どのような形で活動しているかお伺いします。

それが1点と、この武道館は半壊して危険な状況であります。廃止した後はどのように取り扱われるかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） まず第1点目の、ここで活動していた団体の現在の活動状況でございますが、3団体ございまして、1つ目に馬頭剣道スポーツ少年団、それから2つ目に少林寺拳法、それから3団体目が新極真空手、これの団体が使用しておりましたが、現在それぞれ、馬頭剣道スポーツ少年団においては小川の武道館、それから少林寺拳法に関しま

しては馬頭小学校の体育館、新極真空手に関しましては馬頭中学校の体育館を使って活動を継続してございます。

それから、廃止した後の現施設でございますが、この後上程されます予算にも計上されますが、取り壊しを予定しておりまして、馬頭小学校の敷地として駐車場等に整備する予定でございます。

以上です。

議長（川上要一君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は13時15分といたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時15分

議長（川上要一君） それでは、再開をいたします。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第11、議案第7号 那珂川町健康管理センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町健康管理センター条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

小川健康管理センターにつきましては、合併後、一時、地域包括支援センターとして、また、平成22年度は地域住民の会議施設として利用してまいりましたが、このたび小川図書館を移設することに伴い、那珂川町小川健康管理センターを廃止するとともに、健康管理センター条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、第2条、健康管理センターの名称及び位置について、名称を那珂川町健康管理センター、位置を那珂川町馬頭66の3に改めるものでございます。

附則は、この条例の施行期日を平成23年9月1日とするものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町健康管理センター条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号及び議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第12、議案第 8 号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第13、議案第 9 号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま一括上程されました議案第 8 号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について及び議案第 9 号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、去る 3 月11日の東日本大震災により発生した瓦れきの撤去費用や、住宅等が被災された方への10万円を限度に支援金を交付することとしたほか、公共施設等の本格的な災害復旧事業として計上するほか、前年度 3 月に追加交付されました住民生活に光をそそぐ交付金において、福祉基金に積み立てをしました財源をもとに、DV 被害者等相談支援事業に係る事業費等を計上するものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、第 1 は災害復旧費で、農地・農業用施設災害復旧費のほか、道路・河川災害復旧事業費など 2 億3,331万1,000円を計上しました。

第 2 は消防費で、災害復旧等支援金など 1 億1,200万を計上いたしました。

第 3 は衛生費で、瓦れきの撤去費用など8,928万円を計上しました。

第 4 は教育費で、馬頭小学校施設整備費3,608万6,000円を計上いたしました。

さらに、これらに要する財源は、分担金及び負担金、国・県支出金、繰入金、繰越金、町債を充当いたしました。

これにより補正額は、歳入歳出それぞれ 4 億9,200万の増となり、補正後の歳入歳出予算の総額は85億7,200万円となりました。

続いて、議案第 9 号 簡易水道事業特別会計であります。こちら、去る 3 月11日の東日本大震災により、小川地区中部配水池ほか 3 件の災害復旧事業に要する費用について補正を行うもので、補正額は歳入歳出それぞれ2,600万を追加するものであります。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は2億200万円となりました。

以上、一般会計及び簡易水道特別会計補正予算についてその要旨を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。1、追加として、小学校整備事業は3,400万円を限度額とするもので、起債の方法は、普通貸し付けまたは証券発行、利率は4.0%以内に設定するもので、合併特例事業債でございます。

次に、予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

12款分担金及び負担金、1項1目災害復旧費分担金の補正額は1,100万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業に係るものであります。

14款国庫支出金、2項5目災害復旧費国庫補助金の補正額は6,780万円の増で、公共土木施設災害復旧費補助金、農地・農業用施設災害復旧費補助金、保健衛生費災害復旧費補助金、小学校施設災害復旧費補助金に係るものであります。

15款県支出金、2項8目災害復旧費県補助金の補正額は7,876万9,000円の増で、林業用施設災害復旧事業費に係るものであります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は2億6,000万円の増で、災害復旧事業費に充てるもの。

9ページに入ります。

3目福祉基金繰入金は180万円の増で、DV被害者支援等、支援対策事業に充てるものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,863万1,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款町債、1項6目教育債の補正額は3,400万円の増で、小学校施設整備事業に係るもので、合併特例事業債であります。

10ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項4目財産管理費の補正額は150万円の増で、庁舎維持管理費は、本庁舎

の修繕に要する経費、町有財産管理費は、町所有の施設補修に要する経費であります。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の補正額は598万円の増で、災害見舞金支給事業費は、全壊家屋及び半壊家屋に見舞金を支給する事業に係るもの、福祉諸費は、DV被害者支援等事業に係るもの、住民生活に光をそそぐ交付金において取り組むものでございます。

4 款衛生費、1 項 4 目環境衛生費の補正額は728万円の増で、簡易水道事業特別会計繰出金でございます。

2 項 1 目ごみ処理費の補正額は8,200万円の増で、災害廃棄物処理業務費は、震災において発生した瓦れきの撤去に要する経費であります。

11ページに入ります。

7 款土木費、2 項 3 目道路新設改良費の補正額は1,384万3,000円の増で、町道改良舗装事業費は、町道金谷線のブロック積み、モルタル吹きつけ工事の追加に係るものであります。

8 款消防費、1 項 3 目消防施設費の補正額は1,200万円の増で、消防施設整備事業費は、屋外拡声施設に携帯電話メール配信システム等の追加改修に要する経費、5 目災害対策費は、東日本大震災により被災した家屋の所有者に、修繕費の2分の1以内10万円を限度に支援金を支給するものであります。

9 款教育費、2 項 3 目学校施設整備費の補正額は3,608万6,000円の増で、馬頭小学校施設整備費は、旧馬頭中学校校舎であった旧郷土資料館、武道館を解体し、スクールバス及び職員、来客等の駐車場の整備事業に係るものであります。

10 款災害復旧費、1 項 1 目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は1 億2,245万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は、震災において被災した矢又、押野地区等、国庫補助事業で取り組む農地1 件、農業用施設9 件に要する経費、単独事業で取り組む畜産団地線に要する経費のほか、町内37カ所から要望があります小規模な災害箇所に対して、町単独で補助する農林水産業施設災害復旧事業費補助金等であります。

2 目林業用施設災害復旧費の補正額は4,920万円の増で、林業用施設災害復旧事業費は、林道久那瀬矢又線等3 路線の災害復旧工事に係るもののほか、ペンションひろせの取り壊し費用に要する経費、乗馬施設ホースランド及び特産品生産施設の補修に要する経費でございます。

12ページに入ります。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費の補正額は3,666万6,000円の増で、道路・河川災害復旧事業費は、町道薬利後沢線等町道5 路線、河川3 カ所の災害復旧事業に要する経費であり

ます。

4 項 1 目観光施設災害復旧費の補正額は250万円の増で、観光施設災害復旧事業費は、道の駅観光センター、カタクリ山トイレ、扇の館トイレ、ふるさとの森トイレ及びふるさとの森古民家等、観光施設の修繕に要する経費であります。

5 項 1 目公立学校施設災害復旧費の補正額は1,200万円の増で、小学校施設災害復旧事業費は、馬頭小学校のびっこ教室の亀裂等の修繕に要する経費であります。

2 目社会教育施設災害復旧費の補正額は935万円の増で、社会教育施設災害復旧事業費は、馬頭運動場の測量・地質調査業務に係るもののほか、馬頭西体育館、大山田下郷運動場及び小川運動場の修繕に要する経費、郷土資料館施設災害復旧事業費は、郷土資料館の入り口階段、スロープ及びエアコン等の修繕に要する経費、美術館施設災害復旧事業費は、広重美術館の入り口敷石、天井ワイヤー等の修繕に要する経費であります。

13ページに入ります。

6 項 1 目公共施設災害復旧費の補正額は114万5,000円の増で、公共施設災害復旧事業費は、消防団第 8 分団第 2 部等、三輪、谷田、薬利、梅曾等、各分団の消防車車庫修理に要する経費であります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） 続きまして、議案第 9 号 那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書 7 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は728万円で、災害復旧事業費に係る一般会計繰入金であります。

6 款国庫支出金、1 項 1 目簡易水道等施設整備費補助金の補正額は1,872万円で、簡易水道等施設災害復旧事業費補助金であります。

8 ページに入ります。

歳出ですが、2 款水道事業費、1 項 1 目簡易水道管理費の補正額は2,600万円の増で、災害復旧事業費は、小川地区中部配水池ほか 3 件の災害復旧事業費及び設計委託業務に要する費用でございます。

以上で一般会計及び簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示しいただき、質問をしてください。

質疑はありませんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） まず、じゃ、一般会計のほうから、歳出の10ページ、2款1項4目町有財産管理費の施設補修、町所有の施設補修費なんですけれども、具体的にどこなのか教えていただきたいと思います。

それから、12ページの同じく10款5項1目の小学校災害復旧事業費、ここ、のびっこの教室で使われていたところなんですけど、この予算を立てられているんですけども、この診断をされたんですよね、どの程度かという。その具体的な診断の内容を教えていただきたいと思います。

それから、すみません、1つ戻って、11ページの9款2項3目の馬頭小学校整備費なんですけれども、旧馬頭中学校の施設と武道館の解体工事だと思うんですけども、これ、内訳はどのようになっているかお伺いいたします。

以上3点。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子実君） それでは、1点目の財産管理費の経費でありますけど、まず、庁舎維持管理費でありますけど、本庁舎の2階が、旧建設課が使用していた場所が、現在使用しておりません。したがって、現在、企画課と商工観光課との間が、何も仕切りがありません。今後、夏の冷房、さらには冬の暖房の際に、開いたままなものですから、夏の冷房、冬の暖房対策として、その間の仕切りをつくるということになります。

次に、町有財産管理費でありますけど、1つは、旧和見小学校の門扉、さらには旧大山田上郷小学校の跡地の記念碑があります。これらの修繕、さらには、東部コミュニティセンター、ここに倉庫がありますが、その屋根が被災をしておりますので、これの改修工事になります。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 1点目の馬頭小ののびっこクラブの災害復旧工事ということなんですけど、災害復旧工事というものにつきましては、原形復旧ということなんです。もともと馬頭小のI s値については0.78ということなので、同程度の診断内容になるかと思うんです。今、設計をやっている段階なので、もう少したってから詳しく伝えられるかと思

います。

それから、2点目の馬頭小学校駐車場整備工事の内訳ということなのですが、まず、解体費用、資料館と武道館の解体費用でございますが、893万5,000円程度でございます。それから、スクールバス、それから教職員、来客用の駐車場整備につきましては、2,415万程度でございます。

以上です。

議長（川上要一君） いいですか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 大体理解いたしました。1点だけ。まず、馬頭小学校の施設整備費の解体と、それからスクールバスの購入なんですけれども、合併特例債を使いますよね。その財源として合併特例債を使う理由を教えてください。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 解体整備につきましては、合併特例債を活用できる事業でございますので、有効に活用させていただくということで、使用いたしました。

議長（川上要一君） そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第8号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第14、議案第10号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第10号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについて、提案理由の説明を申し上げます。

3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により災害しました農地及び農業用施設を、国庫補助事業として町営により復旧工事を実施するものであります。

被災は、農地1件で、事業費は4,200万円、農業用施設は9件で、事業費は6,800万円です。

被災箇所は、農地が、矢又地内で山腹崩壊により土砂が堆積したもので、復旧工事は、土砂撤去により復旧するものであります。農業用施設は、浄法寺、小川、吉田及び矢又地内で、水路等にひび割れ、崩壊が生じたもので、復旧工事は、ボックスカルバートU型排水路等により復旧するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 矢又、押野地区の畑の工事なんですけれども、どのような工法でなされるのか、参考までにお聞きしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 矢又の災害復旧事業につきましては、農地災害と、それと農業用施設に分けております。農業用施設については、町で中山間事業で実施しました農道が

被災を受けていると。それと、土砂をかぶったところの中に作業用の農道が入っていると、あと、一番下の田んぼに土砂が堆積したところには用水路が入っているということで、それぞれ農地と農業用施設に分けて復旧をすることになります。工事のほうは一緒に実施することになります。工事の内容といたしましては、堆積した土砂を取り除くということで、もとの原形に復旧するというので、堆積土砂を搬出するという工事になります。

議長（川上要一君） 石田彬良君。

13番（石田彬良君） あれだけの土砂ですので、どのあたりへ持ち出すのか、また、過日、地権者との説明会があったと思いますが、そのときに地権者からはどのような要望があったか、2点ほどお伺いいたします。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 今回の矢又の災害につきましては、この20日に国の査定を受ける予定になっております。それに、査定を受けるために査定設計書を今作成しております。土の搬出につきましては、査定を受ける段階では、積算上は2キロ以内で処分をするというようなことで、設計書のほうは計上しております。そういうことなんですが、地権者の方に集まってお聞きまして、地権者のほうと相談をしまして、できるだけ距離も近くで処分できれば復旧の費用も少なくなるのでということで、地権者と話し合いをしまして、堆積した土砂の処分箇所については、地権者とも現在協議しているところでございます。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） この農業施設災害の復旧事業を町営でやるということで、地目は農地、民地、あるいは土地改良施設等の共同施設があると思うんですが、総額で1億1,000万の事業、これ、町営というので、国庫補助の補助残、これを全部町で持つのか、あるいは受益者負担を求めるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 国の災害復旧事業につきましては、補助率につきましては定率で、農地につきましては50%、農業用施設につきましては65%、定率になっております。この災害復旧事業の補助率につきましては、補助率増嵩ということで、増嵩申請をいたします。この補助率が決まるのは、1月1日から12月31日までの1年間の災害をまとめまして、その国の災害復旧事業で実施します。被害額の合計、これを被害を受けた関係農家戸数で割りまして、1戸当たりの負担金の額によりまして補助率が決まります。さらに、今回の地震につきましては、まだ正式に通知は来ておりませんが、激甚災害の指定になります。

激甚災害の指定になった場合には、さらに補助率が増嵩になります。今回の受益戸数と被災額を概算で補助率を計算してみますと、国の補助金が、農地、農業用施設、いずれも90%を超えまして、かなり100%に近い国の補助率になろうかと思えます。

そういうことで、今回の補正予算につきましては定率で計上しておりますけれども、最終的にはほとんど受益者の負担は少なくて済む形になると思えます。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについては、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第15、議案第11号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第11号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年10月1日から、上都賀郡西方村を廃し、その区域を栃木市に編入する廃置分合

が行われることに伴い、栃木県市町村総合事務組合同規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するものであり、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

訂正をします。

23年10月1日から、上都賀郡西方村と言ったようでございますので、町に訂正をいたしたいと思います。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第16、議案第12号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第12号 栃木県後期高齢者医療広域連合

を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年10月1日から、上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入する廃置分合が行われることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、規約第7条第1項のうち、広域連合の議会の議員の定数を35人から34人に変更するもので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第17、発委第1号 新那珂橋の廃止に伴う新橋の整備促進に関する決議についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長、阿久津武之君。

〔産業建設常任委員長 阿久津武之君登壇〕

産業建設常任委員長（阿久津武之君） ただいま上程されました発委第1号 新那珂橋の廃止に伴う新橋の整備促進に関する決議について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

新那珂橋は、昭和10年につくられた橋で、本町では最初に整備された近代的なコンクリート製の橋であり、那珂川流域の美しい景観と調和し、地域のシンボリックな橋として多くの町民に親しまれてきた橋と言っても過言ではありません。

これまで栃木県と茨城県を結ぶ国道293号の那珂川にかかる橋梁として、また、国道のバイパスが整備された後は、県道矢板那珂川線の橋梁として長い間利用されてきました。老朽化に加え、幅員が狭く、平成20年度の大規模改修工事後は通行車両の重量制限がかけられるなど、不便を来していたのは否めない事実ではありますが、地域にとっては交通のかなめとなる橋でもあるということは、言うまでもないことでもあります。

しかしながら、今年3月に発生しました東日本大震災で被災いたし、現在全面通行どめとなっており、那珂川を渡るには若鮎大橋を利用しなければならないなど不便を来していることに加え、沿線の商店などの営業収益にも影響を及ぼしております。

震災発生後、早期開通が望まれておりましたが、栃木県によると、栃木県による詳細調査の結果、橋脚や橋げたなど甚大な被害を受け、落橋のおそれがあるとのことで、現在も通行どめの状態が続いております。

県は、新那珂橋にかわる新橋を整備するには巨額の費用と相応の年数が必要とのことで、新那珂橋を廃止し、周辺の道路網の整備で対応する方針としております。県道矢板那珂川線は、本町と矢板市を結ぶ重要な路線であり、一時的なつかけえなどはよいとしても、県は、新那珂橋が改修不可能であれば、新しい橋の整備計画の策定に着手すべきと考えています。

現在、馬頭地区と小川地区を結ぶ橋梁は若鮎大橋だけであり、非常時の際は混乱が想定されることから、早急な対応が必要と考えます。

地域住民の安全、利便性の確保や、地域間交流の保持、新たな購入による経済効果をつくり出す上で、新那珂橋にかわる新橋の建設を強く望むものであります。

以上のことから、このたび新那珂橋の廃止に伴う新橋の整備促進に関する件について提出するものであります。

議員各位には、決議にご賛同いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案の趣旨の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 新那珂橋の廃止に伴う新橋の整備促進に関する決議については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて平成23年第3回那珂川町議会定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時57分